

食品安全委員会第468回会合議事録

1. 日時 平成25年3月25日(月) 14:00~14:28

2. 場所 中会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理
機関からの説明について

- ・農薬取締法第2条第1項ただし書の規定に基づき、その原材料に照らし農作物
等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして
農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(特定農薬) 3品目

- ①電解次亜塩素酸水 ②エチレン
- ③焼酎

(農林水産省及び環境省からの説明)

(2) 食品安全関係情報(2月23日~3月8日収集分)について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(説明者)

農林水産省 農薬対策室 瀬川室長

環境省 農薬環境管理室 更田室長

(事務局)

姫田事務局長、本郷事務局次長、井原総務課長、磯部評価課長、
新本情報・緊急時対応課長、北池勧告広報課長、篠原リスクコミュニケーション官、
前田評価調整官、高山評価情報分析官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について

資料1-2 特定農薬の指定を検討する資料に係る食品健康影響評価について

資料2-1 食品安全関係情報(2月23日~3月8日収集分)について

資料2-2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただ今から、「第 468 回食品安全委員会会合」を開催します。

きょうは7名の委員が出席です。また、議事1に関し、農林水産省から瀬川農薬対策室長、環境省から更田農薬環境管理室長にご出席いただくことになっております。

それでは、お手元にあります食品安全委員会第 468 回会合議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○井原総務課長 それでは、資料の確認をいたします。本日の資料、4点ございます。

資料1-1が農林水産大臣及び環境大臣からの評価要請書でございます。その関連資料として資料1-2がございます。それから、資料2-1及び資料2-2が食品安全関係情報関連の資料でございます。

不足等ございませんでしょうか。

○熊谷委員長 それでは続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○井原総務課長 事務局におきまして、平成 24 年7月2日の委員会資料1の確認書を確認いたしましたところ、本日の議事につきまして同委員会決定に規定する事項に該当する委員の方はいらっしゃいませんでした。

以上でございます。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(1) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、3月14日付で農林水産大臣及び環境大臣から連名で、農薬取締法第2条第1項のただし書きの規定に基づく特定農薬3品目の指定について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、農林水産大臣の瀬川室長、説明をお願いします。

○瀬川農薬対策室長 農林水産省農薬対策室長の瀬川です。よろしくお願ひいたします。座って説明をさせていただきます。

お手元の資料1-2を使って説明をさせていただきます。今回、食品健康影響評価をお願いする事項は、特定農薬の指定に係る食品健康影響評価でございます。

この特定農薬の指定につきましては、初めて食品安全委員会に諮問することになりますので、まず、特定農薬の制度の概要を簡単に説明させていただきます。

農薬取締法では、農薬を使用、製造あるいは販売する上で、個々の農薬について登録をしていたという形の制度をとっております。ただ、今回お願ひします特定農薬というのは、これとは違った制度になっています。この制度は、平成14年の農薬取締法の改正を契機に新しく導入された制度であります。平成14年以前は、農薬の販売については、登録をされたものしか販売できないという形になっておりましたが、無登録農薬の問題があり、農薬の使用、それから農業者みずから製造する場合についても、無登録のものを使用、製造してはいけないといったような法律の改正がなされております。

この議論の中で、もし農家が実際に使っているものの中でそんなに問題がないものがあるのであれば、わざわざ登録をしなくてもいいのではないかという議論がありまして、ここに中段に書いてございますように、原材料に照らして、農作物、人畜あるいは水産動植物に影響を及ぼすおそれがないものがあれば、これを特定農薬として指定することによって、登録せずとも農薬として使ってもいいといったような制度が用いられたものでございます。したがって、この指定されたものにつきましては、個別の企業からの申請に基づいて登録するという形ではなく、該当するものについては、農薬登録されていないものであっても農業者が農薬として使用しても農薬取締法に違反しないといったような運用がなされているものでございます。

この特定農薬でございますが、これまでに、なお書きで書いてありますが、食酢、食品として流通している酢、それから重曹及び使用場所と同一の都道府県内で採取した天敵、これらについては農薬登録しなくても使用しても問題ないといったようなことで指定がなされております。

今回依頼をお願いするのは、新しく特定農薬に指定することを考えております電解次亜塩素酸水、エチレン、焼酎、この3つにつきまして、特定農薬に指定する過程におきまして、食品安全委員会の食品健康影響評価をお願いするものであります。

以上が制度の概要です。

2番目に――続けてよろしいでしょうか。

○熊谷委員長 はい、お願ひします。

○瀬川農薬対策室長 2番目に、今回評価を依頼します特定農薬の資材についてご説明をします。資料1-2の後段から、評価を依頼する資材の概要という形で書いております。

まず、1番目に電解次亜塩素酸水です。

この資材は、塩化カリウム水溶液あるいは塩酸水溶液を電気分解して得られる電解次亜塩素酸液でございます。pHが6.5以下、有効塩素濃度にしますと10~60 mg/kgといった濃度になっております。

主な用途ですが、これは、きゅうりあるいはいちご等の病害の防除を目的にして使用されております。例えばきゅうりでいいますとうどんこ病、あるいはいちごでいいますと灰色かび病の防除に農家を使用しているものでございます。大体10a当たり、この電解次亜塩素酸水を200L、あるいは1株当たり1.5~2L程度散布することによって病害を防除するという目的で、農家の間で使われているものであります。

これまでの検討状況ですが、農業資材審議会農薬分科会特定農薬小委員会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会の合同会合におきまして、主に使用時の安全あるいは薬効・薬害、あるいは環境の面から審議を進めてきており、平成24年2月24日の合同会合におきまして、食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いするといったような結論が得られているものであります。

続きまして2番目、1ページめくっていただきまして、エチレンでございます。

ご承知のとおり、エチレンは植物中に実際に生成され、生理作用にいろんな影響を及ぼす植物ホルモンの一種であります。今回検討をお願いするのは、工業用につくられた純度の高い、ここにエチレン濃度98.0%と書いてありますが、これを農業場面で利用するといったものを考えております。

こちらの用途は、ばれいしょの萌芽抑制、あるいはバナナ、キウイフルーツの追熟促進を目的として使われるものです。個々の農家というよりは、農協の倉庫あるいは集荷地の倉庫におきまして、一定期間エチレン濃度を持った気中に農産物を暴露させるということで、萌芽抑制あるいは追熟促進の目的を得ようとして使われているものです。

こちらにつきましても、先ほどお話ししました電解次亜塩素酸水と同様に、農水省及び環境省の合同会合で薬効・安全性等について検討を行い、平成23年4月26日に食品健康影響評価をお願いするという結論が得られております。

3番目の資材ですが、焼酎であります。

検討対象の情報ということで、ここに酒税法第3条第9号に規定すると書いてありますが、これはお酒の範囲が、酒税法の中で焼酎というものがございませぬ。このため、「連続式蒸留しようちゆう」、これはいわゆる焼酎の甲類と言われているものです。それから、「単式蒸留しようちゆう」、焼酎の乙類と呼ばれているもので、定義を明確にするために酒税法の定義をとってきております。

こちらについては、農家の方では、主に大体エタノールの濃度0.4%程度に希釈をしまして、これらを10a当たり100L~500L散布するという形で、防除の効果をねらって使われているものです。主にきゅうり、なし、もも等の病虫害防除に使われているもので、具体的に言いますと、きゅうりのうどんこ病の防除、あるいは、ここに書いてありますきゅうり、なし、もものアブラムシの防除のために、農家の方で用いられているものでございます。

こちらにつきましては、合同会合で平成 22 年 10 月 5 日に、食品安全委員会の食品健康影響評価を受けるようにといった結論が得られているものでございます。

以上 3 点、検討をお願いする資材の概要です。

それから、今後の予定ですが、今後、食品健康影響評価をいただきましたら、改めて中央環境審議会の意見を聴取して、農林水産大臣及び環境大臣の名におきまして、特定農薬として指定の検討を進める段取りとなっております。

それから最後に、検討資材の順番であります。今回 3 材の資材につきまして食品健康影響評価をお願いしております諮問庁としましては、できるだけ広く使われているものから検討をお願いしたいというふうに考えております。具体的に言いますと、電解次亜塩素酸水、それからエチレン、最後に焼酎、この順番で、もし差し支えがなければ、審議を進めていただければというふうに考えております。

私からの説明は以上です。

○熊谷委員長 環境省の更田室長からは、追加の説明はございますか。

○更田農薬環境管理室長 特段ございません。

○熊谷委員長 それでは、ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いいたします。

村田委員。

○村田委員 幾つか教えてほしいのですけれども、一つは全体として、これは製造時に登録が不要だということでしたけれども、使用に関しては何かそういう制限があるのかということが 1 点と。

それから、先ほど、それぞれについて使用時の安全性とか、あと薬効と薬害というお話ございましたけれども、残留性についてはどうなっている。まず、これはみんな揮発するようなものですが、どういうふうになっているのかということをお話していただきたいと思います。

それからもう一つは、3 つ目が、ここで使っているものの、例えば焼酎みたいなものを使ったときには、これは使っても有機栽培になるのか、ならないのかという、そういう話。

その 3 つを教えてくださいませんか。

○瀬川農薬対策室長 まず、1 点目でございます。使用時にどのような規制がかかるかということです。

通常の登録農薬ですと、農薬の使用基準というのがありまして、これをラベルに記載して、そのとおり農家は使わなくてはいけないという形になっております。特定農薬については、法律上は使用の基準というのはありません。

ですが、例えば今まで特定農薬に指定した重曹、あるいは食酢であっても、農薬として通常使用

する以上のものを例えば環境中に放出すれば、それは環境中に害が出る可能性があります。そこで、農林水産省では、この特定農薬について、ホームページ等で通常一般的な使用方法を公表して、使用時、使用のガイダンスを行っています。

2番目は、残留ですね。残留のデータを、すべての登録農薬とは別ですが、幾つかのデータがございます。

エチレンにつきましては、ばれいしょで実際に使用した場合の残留をとっております。具体的な中身は審議の中で審議していただければいいと思いますが、一般に、ばれいしょに含まれているエチレンと、余り処理したのも変わらないという結果が出てきております。

焼酎につきましても、ハウレンソウに対して焼酎をまいた場合に、どれぐらいアルコールが残るか。もちろんかなりの部分揮発するのですが、そういう試算をしたデータを提出しております。

それから、電解次亜塩素酸につきましても、一番残るだろうと思われる葉菜類を使いまして、データをとっているところでございます。こちらのデータにつきましては、審議の過程で提出をさせていただこうというふうに考えております。

3番目に、焼酎を使った場合に有機農薬と認められるかどうかということですが、現在、農薬としての使用が、特定農薬になっていませんので検討されておられません。ただ、指定のめどが立てば、有機 JAS の方に追加するかどうかということを検討していくような予定になっております。

以上です。

○熊谷委員長 ほかに。山添委員。

○山添委員 この電解次亜塩素酸について、ちょっとお伺いしたいのですが、2の(1)の①のところに「塩化カリウム又は塩酸と飲用適の水を用いて」と書いてあるのですが、実際に使用する現場を考えますと、これが、飲用適の水というのをどういう範囲か、何か規定というのがあるのでしょうかということなのですが。

○瀬川農薬対策室長 飲用適の範囲につきましては、水道法に基づきます飲用適の水を使っていたくということを考えております。

○熊谷委員長 ほかに御質問・御意見ありますか。

焼酎は0.4%と先ほどおっしゃいましたけれども、その0.4%というものについてなのでしょうか、それとも、そのパーセンテージは自由に変えられるとか、そういうことではない。

○瀬川農薬対策室長 特定農薬としましては、焼酎ということで指定をしていただきたいというふうに考えております。実際に使うときに、使用のガイダンスとして、ある程度濃度をお示ししているという考えです。

○熊谷委員長 何か間違えて飲みたいような気もするのですが、ちょっと 0.4%だと少し無理かなと。

ほかに御意見ありますか。

それでは、本件につきましては、農薬専門調査会において審議することとします。

瀬川室長、更田室長、ありがとうございました。

○瀬川農薬対策室長 ありがとうございました。

(説明者 退室)

(2) 食品安全関係情報(2月23日～3月8日収集分)について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。「食品安全関係情報(2月23日～3月8日収集分)について」です。

事務局から報告をお願いします。

○新本情報・緊急時対応課長 それでは、資料2-1、2-2に基づきましてご報告いたします。

資料2-1は、この期間におきます収集件数ということで、106件となっております。裏の方にまいりますと、この期間におけます主なもののタイトルのみですが、掲載をしております。内容等については、食品安全委員会のホームページ、食品安全総合情報システムを通じて入手可能なものとなっているものでございます。

続きまして、資料2-2を御覧ください。今回収集したハザードに関する主な情報として、1件ご報告させていただきます。

アメリカのFDAが国際的食品安全能力向上計画というものを公表しております。これについて概要をご紹介します。

本文の3行目にはございますけれども、2011年にアメリカでは食品安全強化法というものが制定されております。Food Safety Modernization Act ということで、食品安全近代化法と訳したことがございましたけれども、FDAのホームページの日本語版を見ますと食品安全強化法という訳を使ってございますので、こういった訳しをしております。

この法律が制定された背景でございますけれども、アメリカでは食中毒の被害がかなり見られるということで、CDCが行った食中毒の被害推定の報告書によりますと、年に2万8,000人が入院して3,000人は死亡しているということで、特定されているものの中では、多いのはサルモネラによる死亡が多いと、3割ぐらい占めているということで、そういったことから、予防の強化が求められているということで、この新しい法律によりまして、FDAの権限がかなり強化されてございます。例えばリコール命令の権限を持たせるとか、そういったことがされているようでございます。

もう一つの背景といたしましては、アメリカにおきましても食品の輸入がふえているということで、特に生鮮品、野菜、果実、魚介類でふえていると。しかも、そのシェアが増しているというこ

とで、そういったグローバル化に対応するために、FDA の責任範囲を広げる、権限を強化するという
ことで、この法律が制定されているということでございます。

この本文の6行目にありますけれども、そういった背景の中で、この法律の第305条の中で、ア
メリカに食品を輸出する諸外国の政府及び食品業界の食品安全に関する技術的、科学的云々の包括
的計画を策定するということがFDAに求められているということで、その法律に基づくプラン、包
括的計画がこの2月に策定、公表されたということでございます。この計画、本プランにつきましては、FDAの国際的な食品安全能力向上活動のための戦略的枠組みと位置付けてございまして、一
つは方向性を示すGoal、全部で4つ示してございますけれども、それぞれごとに達成すべき目標
としてのObjective、さらに、具体的なとるべき措置ということでKey Actionが概説されている
ということでございます。

もともと、この法律の305条では6項目が求められているということで、下の方に、この食品安
全強化法で、この計画に含むべき6項目というものを挙げてございます。一つは、二国間・多国間
での協力・協定・合意に関する勧告というようなたぐい。それから、2つ目が安全なデータ共有の
規定ということで、安全という意味は、これはセキュリティの関係の安全ですけれども、そうい
った情報の関係の規定。3つ目が検査についての相互認証、4つ目が外国政府等に対する研修、5つ
目はコーデックス規格等との整合、6つ目が検査法等についての多国間承認というようなことでの
6項目を含むべきということになっているものでございます。

本文の中ほどに戻りますと、Goalの1つ目としては、FDAの食品・動物用医薬品計画における効
率性の確保ということで、これは、食品の安全性なり動物用医薬品の安全性を確保する等、FDAの
プログラムにつきまして、その効率性を確保するというので、FDA内部の複数の機関の間での
協働の確保などをうたっているものでございます。

2つ目が、Goalの2として、エビデンスに基づく意思決定による有効性の向上ということで、
特に知識の強化ということで、海外関係の情報につきましては、FDAにおきましては海外事務所が
何カ所かで展開されているようございまして、そういったところを通じて海外の情報を得ながら、
適切な意思決定をやっていくということがうたわれてございます。

Goalの3つ目は、FDAと外国政府機関等との情報交換の支援ということで、例えば
Objective3.1では、外国政府との二国間協定・合意の支援というところが挙がってございまして、
3.3では検査についての相互認証の調査といったものが挙がってございます。後ほど関連情報にも
出てきますけれども、例えばニュージーランドとはこういった協定が結ばれているということでご
ざいます。

Goalの4つ目が、食品安全における技術支援と能力向上の拡充ということで、これも、例えば
Objective4.2で見ますと、外国政府と食品業者に対する研修ということで、これらについてもFDA
の海外事務所などを拠点として研修を進めるとか、そういったことがうたわれているようござい
ます。

裏にまいりまして、関連情報でございます。

上の2つがそれぞれ、計画、法律のURLでございます。

3つ目は、このアメリカの食品安全強化法に関しまして Q&A が出ておりまして、FDA におきましては、英語だけではなくて幾つかの外国語に翻訳してこういったものが出されてございまして、この Q&A につきまして日本語ページがございますので、それを掲載してございます。

その次が、ニュージーランドと昨年、米国が食品安全制度について同等であることを認定する協定を結んだということの情報でございます。

その下が、これも昨年ですけれども、アメリカと中国は食品・飼料安全協力促進協定を更新ということで、5年前に協定が締結されてございますけれども、それを改めて更新したという情報を載せてございます。

関連情報の国内でございますけれども、厚生労働省におきまして、輸入食品の安全を守るために、輸出国対策として、具体的に幾つかの国との覚書についてホームページに掲載してございますので、そのアドレスを載せてございます。例えばアメリカとの間におきましては、残留農薬検査の関係で日本と 2009 年に覚書を締結してございますし、日中韓の食品安全の協力の覚書として、2009 年に検査方法の情報共有、あるいはその技術専門家の派遣などを内容とした覚書を結んでおりますが、そういったものがこのホームページに載っております。

最後が、JETRO が米国の食品安全強化法の解説ということで、JETRO によります仮訳を載せてございますので、この強化法の日本語訳ということで参考までに載せてございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等ありましたらお願いします。

村田委員。

○村田委員 1点教えてほしいのですけれども、Goal の 2 の Objective の 2.2 に「食品安全評価」と書いてあって、「食品安全評価の利用」という言葉がございますけれども、これ、具体的に、その食品安全評価を何にどう利用しようという、そういうお話なのでしょうか。ちょっと教えていただけますでしょうか。

○新本情報・緊急時対応課長 この食品安全評価は、言葉で言うと、リスク・アセスメントではなく、セーフティ・アセスメントの方になっておりまして、ここであっておりますのは、それで FDA が食品安全性を判断する上で、諸外国セーフティ・アセスメントのデータなり、知見をしっかりと把握して、それを活用しようという趣旨で書かれているようでございます。

○村田委員 外国のデータを利用しようと、そういうことなのですか。

○新本情報・緊急時対応課長 はい。そういったものをできるように、外国におきましてもそういった評価がきちんとできるような研修などをする必要があるとか、そういうような具体的なアクション

ョンが記載されているようなところでございます。

○熊谷委員長 ほかに質問はありますか。

(3) その他

○熊谷委員長 それでは、ほかに議事ありますか。

○井原総務課長 特にございません。

○熊谷委員長 それでは、本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

次回の委員会会合につきましては、来週、4月1日月曜日14時から開催を予定しております。

また、あした26日火曜日14時から「肥料・飼料／微生物・ウイルス合同専門調査会」が公開で、明後日27日水曜日14時から「添加物専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、「第468回食品安全委員会会合」を閉会します。

どうもありがとうございました。